2 施設の課題

(1) 火葬炉の仕組みと問題点



ア 炉内の構造

- (ア) ロストルとは、七輪などで使われる、格子状の台(受け台)。
- (イ) 燃焼させるには、火種と酸素が必要になる。
- (ウ) 火葬の際、棺を炉床から数センチ浮かせた状態で空気がスムーズに流れ、空間を作る ことにより燃焼率を高くする(棺や装飾品などの焼却時間の短縮)。
- (エ) ロストル方式では、炉内の炉床から数十センチ上に棒状の鋳物を格子状に 設置し、その上に棺が乗る状態で火葬開始。(棺、単独で炉内に納棺)炉床に骨受け鉄板を用意し、 火葬終了後に収骨する。

イ 長所

- (ア) 火葬炉の連続使用が可能。 (1基当たり,午前10時から午後4時30分までの受付時間内で5回転可能)
- (イ) 火葬時間が短い(個人差がある)。
- (ウ) 火葬終了後の炉内清掃が安易。
- (エ) 受け鉄板にお骨が乗る状態となるので、デレッキ等(鋼鉄の作業棒)の使用時お骨には 触れず鉄板を前後にスライドさせる事で燃焼させたい箇所に火を当てる事が出来る。

ウ短所

- (ア) 構造的にロストルが固定されているので、2回目以降の火葬後で炉内に装飾品等が残る場合がある。(ロストルが格子状に構成される為、金具等が引っかかる)。
- (イ) メンテナンス時、炉内構造が▽形状であるので炉内での作業が容易では無い。

エ 台車方式との比較

- (ア) 台車方式では、台車の上四隅に煉瓦(現在では、鋳物を加工)を設置し、その上に棺を乗せ火葬開始(棺を台車に乗せたまま納棺)。
- (イ) 火葬終了後,台車を数十分冷却させ台車のまま収骨(台車ごと炉内に挿入し火葬するため,台車はかなりの熱を持つ)する。
- (ウ) ロストル方式の場合, 棺が単独で火葬炉内に納棺できるシステムや, 火葬炉の連続稼働に対応できる特殊耐火煉瓦の使用などの費用がかかる。ただし, 炉の稼働出来る回数を考えると, 少ない炉数で多くの火葬が可能である。(台車方式では1基平均2回転の火葬で, 炉数が必要となる)
- (エ) 台車方式の場合を考えると、現状、また今後の需要予測件数に対応するためには、現 火葬炉数 24 基の 2.5 倍(60 炉)から 3 倍(72 炉)の炉数が必要と想定される。 (最大火葬件数 120 件~ 144 件)

オ 今後の考え方

- (ア) 京都市では、①中央斎場が市内1箇所の火葬場であること、②中央斎場の建て替えなどは想定していないこと、③予測される火葬件数の増加に対応するためには引き続きロストル方式での運営が必要であることから、ロストル方式で今後も運用する。
- (イ) ロストル式火葬炉を引き続き運用する場合は、技術の伝承が問題となる。現在の中央 斎場の職員がもつ火葬技術の有効活用が大きな課題である。

(2) 補修の経過と今後の考え方

中央斎場は市内唯一の火葬場であり、業務の休止は不可能であることから、市民生活に支障 を来たすことのないような運営や施設の維持管理は絶対条件である。

同時に将来の需要に合わせた施設整備に加え,来場者のサービス向上もあわせて以下の施設 整備が課題である。

ア 耐震改修(本館,別館)

平成11年度に実施された耐震診断結果によると、指標0.6以上で耐震診断がクリアとなるところ、本館0.536、別館0.281であった。

①本館の天窓、中庭、明り取り窓、②別館の待合室、業者控室が耐震補強の必要がある と指摘されている。火葬炉の改修工事と平行して工期を考える必要がある。

イ 収骨室の増設

将来需要予測結果によると、死亡者がピークを迎える平成43年以降においては、収骨室が少なくとも2室不足するとの結果がでている。(5室から7室へ)

ウ 火葬炉

耐火煉瓦 (耐火材)・燃焼機器・排気設備,など老朽化で耐火煉瓦の破損や燃焼システム・ 排気設備の不具合が進み一部で修復不可能な箇所が出てきている。





- (ア) 今後,需要件数が増加に伴い,常時24基フル稼働で対応しなければならなくなる。 現状では,故障が発生すると修復に時間がかかる。(現時点では最大1箇月程度,内容によっては部品等の仕様が新しくなっており,加工を施す必要がある)
- (イ) 耐火煉瓦(耐火材)の積み替え,燃焼機器,排気設備の更新など製造中止の部品も出てきており、代替になる部品で対応している。
- (ウ) 火葬炉の改修などは、従来1ブロックを使用不可として、順番に施工する方法をとってきた。これまでの考え方では改修工期は、12月~3月の繁忙期を避け4月~11月の8箇月間で2ブロック、2年間の計画が望ましい。改修期間中、残り3ブロックでの対応で、火葬件数も増加傾向であるので時間の延長も考慮し、対処する必要がある。

エ 施設の改修

設置後30年が経過し,施設のさまざまな箇所で老朽化などによる不具合が生じている。 (空調設備改修,雨漏り対策,浄化槽等の老朽化による整備)

オ レストランの設置

中央斎場はロストル方式を採用しているために、台車式に比べると火葬時間が短くて済むために、他都市とは違い、遺族には収骨までの時間を中央斎場内待合室または喫茶室で待ち時間を過ごしていただいている。

中央斎場では火葬時間が正午前後に集中することから、遺族の方が待ち時間を落ち着いて過ごしていただけるサービス向上の一環として、レストランの設置を検討することにより、さらなる施設の活用を図る。

カ 施設内のバリアフリー化

施設の老朽化による本館回廊の床面ブロックの隙間や待合室の螺旋階段でのつまずきなどにより来場者に支障を来たすことが増えており、点字ブロックの未設置なども合わせたバリアフリー化が必要となっている。

(3) 緊急時の対策

震災時の非常事態に都市ガスの供給が停止した場合に備えて、平成9年6月1日に京都市と大阪瓦斯株式会社とで覚書を交わした。内容は、①都市ガスの供給が停止し、24時間以内に復旧できない見込みの場合はLPGによる臨時供給を行う、②臨時供給設備(制御盤、空温式蒸発器2基及び500kgLPGボンベ6本)を大阪瓦斯が中央斎場まで運搬し、設備を設営したうえでLPGガスを供給するであった。しかし、①設備が巨大で大型トラック等が必要になる、②遠隔地(大阪)からの運搬が必要になる、③大阪瓦斯内の組織変更により、対応のための組織が消滅し、人員の確保が困難となった等の理由により、現実は24時間以内のガス供給が不可能な状態になっていた。

そこで、平成23年度に、新しい供給設備として、常設のLPGバルクを中央斎場の敷地内に設置し、配管を切り替えることで迅速にLPG供給を可能とする見直しを行った。





3 その他

(1) 阪神淡路大震災時の対応(平成7年)

ア 背景

平成7年1月17日(火)の午前5時46分に淡路島北部沖の明石海峡を震源として、マグニチュード7.3、最大震度7の地震が発生した。

イ 具体的取り組み

京都市では神戸市などに火葬協力を申し入れた。神戸市衛生局がまとめた『神戸市災害対策本部衛生部の記録:阪神・淡路大震災』によると「灘区の30体は京都市斎場が午後5時から受入れ可能ということで、午前11時に、パトカーの先導の下、棺を乗せた自衛隊車両4台と遺族及び市職員の乗った大型バス1台で出発した。通常であれば片道約2~3時間であるが、途中の交通事情を予想しての早い出発であった。しかし、状況は想像以上にひどく、京都市中央斎場に到着したのは午後8時過ぎであり、火葬を終了して出発地に到着したのが、翌日の午前2時を過ぎるという状況であった。予定時間が大幅に遅れたにもかかわらず、京都市の職員から気持ち良く対応いただいた上、深夜の帰神でも遺族から同行職員への感謝の言葉がかけられた。」と記述されている。また、西宮市と芦屋市からは芦屋市芦屋浜運動公園のヘリポートから自衛隊のヘリコプターで遺体を搬送したことが『1995・1・7 阪神・淡路大震災一西宮の記録―』(西宮市)に記録されている。

く火葬実績>

平成7年		市内	市外	小計	市外	一般件数	他都市	火葬件数
					(被災地)	合 計	からの	合 計
							要請受入	
1月18日	水	3 7	6	4 3	0	4 3	0	4 3
1月19日	木	3 8	5	4 3	2	4 5	0	4 5
1月20日	金	4 0	4	4 4	2 0	6 4	3 8	102
1月21日	土	1 5	4	1 9	2 1	4 0	4 7	8 7
1月22日	日	3 8	1 1	4 9	2 0	6 9	1 9	8 8
1月23日	月	4 4	9	5 3	7	6 0	4 2	102
1月24日	火	3 8	8	4 6	6	5 2	4 3	9 5
1月25日	水	5 1	6	5 7	2	5 9	0	5 9
1月26日	木	5 5	4	5 9	0	5 9	0	5 9
1月27日	金				休場	号 日		
1月28日	土	6 3	1 0	7 3	0	7 3	0	7 3
1月29日	日	4 3	1 1	5 4	0	5 4	0	5 4
1月30日	月	4 6	5	5 1	2	5 3	0	5 3
1月31日	火	6 0	7	6 7	1	6 8	0	6 8
合 計					8 1		189	

<他都市からの要請に基づく実績>

平成7年		神戸市	芦屋市	西宮市	合 計
1月20日	金	0	2 7	1 1	3 8
1月21日	土	3 0	4	1 3	4 7
1月22日	日	8	8	3	1 9
1月23日	月	3 0	0	1 2	4 2
1月24日	火	4 3	0	0	4 3
合 計		111	3 9	3 9	189

※ 本市の記録では1月21日の神戸市からの受入件数は、神戸市の上記報告書による と29件となっているが、京都市の記録(30件)に準じて作成した。

<一般火葬件数と被災地からの個別持込件数>

平成7年		通常	受付	小計	被災地	地からσ)受付	小計	合 計
		市内	市外		神戸市	芦屋市	西宮市		
1月18日	水	3 7	6	4 3	0	0	0	0	4 3
1月19日	木	3 8	5	4 5	2	0	0	2	4 5
1月20日	金	4 0	4	4 4	6	3	1 1	2 0	6 4
1月21日	土	1 5	4	1 9	1 5	1	5	2 1	4 0
1月22日	日	3 8	1 1	4 9	1 2	3	5	2 0	6 9
1月23日	月	4 4	9	5 3	6	1	0	7	6 0
1月24日	火	3 8	8	4 6	6	0	0	6	5 2
1月25日	水	5 1	6	5 7	1	0	1	2	5 9
1月26日	木	5 5	4	5 9	0	0	0	0	5 9
1月27日	金			休	場		日		
1月28日	土	63	1 0	7 3	0	0	0	0	7 3
1月29日	日	4 3	1 1	5 4	0	0	0	0	5 4
1月30日	月	4 6	5	5 1	2	0	0	2	5 3
1月31日	火	6 0	7	6 7	1	0	0	1	6 8
合 計					5 1	8	2 2	8 1	

※ 神戸市の発表によると、1月21日から30日までの10日間に他都市に火葬を依頼 した件数は366件。うち110件が京都市。以下、受入件数の多い順で、倉敷市77 件、大阪市56件、東大阪市38件、西宮市19件となっている。

(2) 東日本大震災時の対応(平成23年)

ア 背景

平成23年3月11日(金)の午後2時46分10秒に、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源として、マグニチュード9.0、最大震度は7の地震が発生した。

イ 具体的取り組み

京都市が避難受入を積極的に実施したことから、中央斎場では、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について」に記載された市町村に住民票のある者でかつ京都市内に避難している者が、中央斎場を利用する場合に特別に減免する措置を設けることとした。

ウ実績

平成23年度 2件

平成24年度 0件(7月末日現在)

<東日本大震災被災者が京都市中央斎場を利用するにあたっての特例措置>

厚生労働省の「平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について」に記載された市町村に住民票のある者(以下「被災者」という。)でかつ京都市内に避難している者が、京都市中央斎場(以下「中央斎場」という。)を利用するにあたり、被災による生活困窮を申し出た場合、被災地支援の立場から、以下のとおり減免に関する特例措置を設けている。

- 1 被災者が中央斎場で火葬を希望する場合に、京都市中央斎場使用料の減免取扱要綱(以下「要綱」という。)「減免対象(2)」と同等の措置を適用する。
- 2 提出書類は以下のとおりとする。
 - (1) 斎場使用許可証及び埋火葬許可証
 - (2) 「京都市中央斎場使用料の減免申請書(東日本大震災被災用)」
 - (3) 住民票,罹災証明書または運転免許証,住基カードなどの顔写真付の公的機関が発行した証明書等の写し。ただし,前記の書類が提出できない場合は,住民票のある住所地に確認する。

(3) 計画停電時の対応(平成24年)

ア背景

平成24年5月18日の国のエネルギー・環境会議および電力需給に関する検討会合において、「計画停電は実施しないことが原則であるが、大規模な電源の脱落等、万が一に備えて、関西電力管内において計画停電の準備を進めておく」ことが決定され、関西電力では電力需要が供給力を上回ることが予測される場合に、大規模な停電を回避するために、電力会社が事前に用途・日時・地域などを定めて電力の供給を一時停止する計画停電の準備を進め、6月22日に関西電力エリア内において計画停電を実施することを発表した。その後、7月9日に大飯発電所3号機の再稼動したことから、一昨年の夏と比較して15%以上の節電から10%以上の節電に見直しをすることとなった。

イ 概 要

(1) 期 間 平成24年7月2日(月)~9月7日(金) (土・日・祝日及び8月13日(月)~15日(水)は除く)

(2) 時間帯 8時30分~21時00分(下記の6つの時間帯)

時間帯	時間
第1時間帯	8時30分~11時 のうち2時間程度
第2時間帯	10時30分~13時 のうち2時間程度
第3時間帯	12時30分~15時 のうち2時間程度
第4時間帯	14時30分~17時 のうち2時間程度
第5時間帯	16時30分~19時 のうち2時間程度
第6時間帯	18時30分~21時 のうち2時間程度

- ※ 計画停電時間帯には、操作時間30分を含む。
- ※ 原則,各グループ1日につき1つの時間帯(2時間程度)が適用

ウ 中央斎場の状況

計画停電エリアは、**5グループFサブグループ**となった。

工 具体的対応

6月30日(土)に葬祭業者など70社に対して通知文(次頁)をファックスし,7月1日(日)~3日(火)にかけて3回の説明会を実施し、協力に向けて周知を徹底した。 説明会には24社40名が参加した。

<葬祭業者あての文書>

日頃は、本市の保健福祉行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、関西電力においては、7月2日から9月7日まで計画停電が予定されており、京都市中央斎場も計画の対象となっております。従いまして、計画停電が実施された場合には、火葬業務が不可能となります。

御遺族の方々をはじめ、葬祭業者の皆様方に多大な御迷惑をお掛けすることとなりますが、 御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

つきましては、計画停電が予定されている日については、

- ① 原則,受付時間を1時間延長します。(下記表の受付時間欄参照)
- ② 停電が実施された場合は、下記の表のとおりとします。
- ③ 停電が実施されなかった場合は、受付の停止は行いません。

とし、併せて説明会を開催させていただきますので、よろしくお願いします。

【本件に係る説明会】

日時:平成24年7月1日(日),2日(月),3日(火)午後5時30分~

場所:京都市中央斎場1階会議室

記

計画停電時間帯			受付時間	うち,受付を停止する時間帯		
	(停電時間)		文的时间	(ただし、停電実施時)		
第1	(8:30~11:00)	午前 10 時	~ 午後5時30分	午前 10 時	~ 午前 11 時	
第 2	(10:30~13:00)	午前 10 時	~ 午後5時30分	午前 10 時	~ 午後1時	
第3	(12:30~15:00)	午前 10 時	~ 午後5時30分	午前 10 時 30 分	~ 午後3時	
第4	(14:30~17:00)	午前 10 時	~ 午後5時30分	午後 0 時 30 分	~ 午後5時	
第5	(16:30~19:00)	午前 10 時	~ 午後5時30分	午後2時30分	~ 午後5時30分	
第6	(18:30~21:00)	午前 10 時	~ 午後 4 時 30 分	7,	2L	
土, 目	,祝,8/13~15 日	午前 10 時	~ 午後 4 時 30 分			

- ・ 受付を停止させていただく開始時間は、受付から収骨まで概ね2時間を要することから、停 電予定時刻の2時間前とさせていただいております。
- ・ 第1から第5の計画停電の予定日において、火葬件数が多い日については、午後5時30分までにご連絡をいただいた場合に限り対応させていただきます。
- ・ 京都市中央斎場の計画停電エリアは、5グループFサブグループになります。

【注意事項】

停電中に来場された場合は、待合室等の電灯や空調等も停止し、御遺族の方々の安全性の確保ができないため原則として霊柩車や供車で待機をしていただくことになります。

4 参考資料

(1) 関係法令

ア 墓地, 埋葬等に関する法律

昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号

最終改正:平成二三年一二月一四日法律第一二二号

墓地、埋葬等に関する法律

第一章 総則

- 第一条 この法律は,墓地,納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が,国民の宗教的感情に適合し, 且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から,支障なく行われることを目的とする。
- 第二条 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。) を土中に葬ることをいう。
- 2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- 3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した 焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。
- 4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- 5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区に あつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう
- 6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道 府県知事の許可を受けた施設をいう。
- 7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた 施設をいう。

第二章 埋葬, 火葬及び改葬

- 第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間 を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のとき は、この限りでない。
- 第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。
- 2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。
- 第五条 埋葬,火葬又は改葬を行おうとする者は,厚生労働省令で定めるところにより,市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第六条及び第七条 削除

- 第八条 市町村長が,第五条の規定により,埋葬,改葬又は火葬の許可を与えるときは,埋葬許可証,改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。
- 第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは,死亡地の市町村長が, これを行わなければならない。
- 2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の規定を準用する。

第三章 墓地,納骨堂及び火葬場

- 第十条 墓地,納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は,都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、 又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。
- 第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設,変更又は廃止については,都市 計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条 の認可又は承認をもつて,前条の許可があつ たものとみなす。
- 2 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) の規定による土地区画整理事業又は大都市 地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十七号) の規定による住宅街区整備事業の施行により,墓地の新設,変更又は廃止を行う場合は,前項 の規定に該当する場合を除き,事業計画の認可をもつて,前条の許可があつたものとみなす。
- 第十二条 墓地,納骨堂又は火葬場の経営者は,管理者を置き,管理者の本籍,住所及び氏名を, 墓地,納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。
- 第十三条 墓地,納骨堂又は火葬場の管理者は,埋葬,埋蔵,収蔵又は火葬の求めを受けたときは,正当の理由がなければこれを拒んではならない。
- 第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理 した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。
- 2 納骨堂の管理者は,第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ, 焼骨を収蔵してはならない。
- 3 火葬場の管理者は,第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ, 火葬を行つてはならない。
- 第十五条 墓地,納骨堂又は火葬場の管理者は,省令の定めるところにより,図面,帳簿又は書類等を備えなければならない。
- 2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の 請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。
- 第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。
- 2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を 求めた者に返さなければならない。
- 第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、 墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

- 第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。
- 2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、 且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。
- 第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、 墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若し くは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

イ 京都市中央斎場条例

大正15年3月31日 条例第6号(制定)

昭和39年4月1日 条例第29号

昭和56年3月31日 条例第64号

京都市中央斎場条例

(設置)

第1条 公衆衛生の向上を図るため、斎場を設置する。

2 斎場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(受付時間及び休場日)

第2条 斎場の受付時間及び休場日は、次のとおりとする。

受付時間 午前10時から午後4時30分まで

休場日 1月1日

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する日のほかに1月につき3 日に限り、休場日を定めることができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、受付時間 及び休場日を変更することができる。

(使用の許可)

第3条 斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (使用制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、斎場の使用を制限し、 又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第5条 使用の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除 することができる。

(原状回復)

第7条 使用の許可を受けた者は、斎場の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月31日条例第51号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第95号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第93号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日条例第 62 号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第61号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第1条関係)

名称	位置		
京都市中央斎場	京都市山科区上花山旭山町19番地の3		
京都市中央斎場分場	京都市北区大北山蓮ケ谷町2番地の1		

別表第2(第5条関係)

区分	単位	使用	料
		市内	市外
10 歳以上のもの	1 体	円	円
		15,000	75,000
0歳以上 10歳未満のもの		10,000	54,000
妊娠 4 箇月以上の胎児		5,000	38,000
人体の一部,妊娠4箇月未満の胎児,	10 キログラム		2,500
胞衣又は産汚物	までごと		

備考

- 1 市内の欄は死亡時の住所(妊娠4箇月以上の胎児にあっては、父又は母の住所)が本市の区域内にある場合について、市外の欄はその他の場合について、それぞれ適用する。
- 2 「胞衣」とは胎盤,さい帯又は卵膜を,「産汚物」とは産婦の排せつ物又は分べん時に使用したガーゼ,綿,油紙,ぼろ,布片等をいう。

ウ 京都市中央斎場条例施行規則

大正15年3月31日 告示第114号(制定)

昭和39年4月1日 規則第44号

昭和56年3月31日 規則第142号

京都市中央斎場条例施行規則

(使用許可の申請)

第1条 京都市斎場条例(以下「条例」という。)第3条の規定により斎場の使用 の許可を受けようとする者は、斎場使用許可申請書(別記様式。以下「申請書」と いう。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、0歳以上のもの又は妊娠4箇月以上の胎児に係る場合にあっては墓地、埋葬等に関する法律施行規則第4条に規定する別記様式第4号又は別記様式第5号の許可証を、人体の一部、妊娠4箇月未満の胎児、胞衣又は産汚物に係る場合にあっては当該事実に関する医師の証明書を、それぞれ添付しなければならない。

(使用料の減免)

第2条 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に、当該理由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の理由が次の各号の一に該当するときは、市長は、使用料を減額し、又は免除することがある。
- (1) 生活困窮のため使用料の全部又は一部を納入することが困難で あると認 められるとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(禁止事項)

第3条 棺には、斎場の設備を損傷し、又は業務の執行に支障を及ぼすおそれが ある物品を収納してはならない。

附則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年 11 月 26 日規則第 68 号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

別記様式(第1条関係)

1 0歳以上のもの及び妊娠4箇月以上の胎児用

斎場使用許可申請書

(あて先)京都市長			年 月	日
申請者の住所			申請者の氏名	
			電話 —	
京都市斎場条例第3条の規定により) 斎場の使用の許可を申請します。	
斎場	易の名称			
	□10歳以上のもの	許	許可番号 第	号
区	□ 0歳以上 10歳未満のもの	可可	許可年月日 年 月	F
分 □妊娠 4 箇月以上の胎児		証	許可市(区)町村長	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

備考 「許可証」とは、墓地、埋葬等に関する法律第8条に規定する火葬許可証 をいう。

2 人体の一部, 妊娠 4 箇月未満の胎児, 胞衣及び産汚物用

斎場使用許可申請書

(あて先)京都市長				年	月	日
申	ョ請者の住所		申請者の氏名(言	己名押印ご	又は署名)	
						印
			電話	_		
京都市斎場条例第3条の規定により			斎場の使用の許可	「を申請し	します。	
斎場	景の名称					
	□人体の一部				キロ	グラム
区分	□妊娠 4 箇月未満の胎児	重量				
N	□胞衣	里				
	□産汚物					

注 該当する□には、レ印を記入してください。

工 京都市墓地等許可取扱要綱

平成23年8月30日に施行した。ここでは、火葬場に関する条項を抜粋した。

京都市墓地等許可取扱要綱

(基本方針)

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、数多くの優れた伝統、文化を継承し、また、 三方を囲む自然豊かな山々の美しい景観を保全し、都市景観との融合を図ってきた。

そして、京都には、史跡、名勝のほか、日本仏教の聖地として多くの総本山、大本山及び名刹があり、市民をはじめ全国から多くの参拝者を迎えている。こうした中、寺院には、旧来、檀信徒が利用する墓地が多くあり、檀信徒との結び付きが強い他に類をみない形態が築かれている。

一方,市内には、地域と密着した主に市民が利用する共同墓地等が多くあるとともに、本市が経営する7カ所の共葬墓地、そして市民の納骨施設としての京都市深草墓園がある。

本来,墓地の管理及び埋葬等は,公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるものであり,墓地の経営においても公益性を有するとともに,永続的に管理され,健全な経営が確保される必要があり,過度に営利を追求しない公共的事業として運営されるべきである。

こうした点をふまえ、本市では、市内の墓地供給状況等を勘案し、市内において民営墓地の新 設、拡張は原則として認めないことを基本方針としている。

今後も、京都で長年培われてきた伝統、文化、優れた景観及び良好な住環境を未来に引き継いでいくために、この要綱に基づき、適正な墓地等許可業務を本市が遂行していくものである。

(目的)

第1条 この要綱は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。) に基づき、京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和31年規則第63号。以下「施行細則」という。) で定めるもののほか、本市における墓地、納骨堂及び火葬場の許可に関して必要な基準等を定め、許可の適正かつ円滑な取扱いを図ることを目的とする。

(火葬場の許可)

第10条 火葬場の経営,施設の変更及び廃止については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要と認める場合で、かつ、地方公共団体が設置するものに限り許可する。

(補則)

第12条 この要綱で定めるもののほか、墓地、納骨堂及び火葬場の許可に関し必要な事項は保 健衛生担当局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年8月30日から施行する。

(廃止)

2 「墓地新設等の申請に対する当面の処理方針(昭和38年2月22日市長決定)」及び「京都市墓地等許可基準(平成6年3月10日衛生局長制定)」については、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に法に基づく経営の許可を受けている墓地及び納骨堂にあっては、第3条 第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(2) 京都市中央斎場将来需要予測調査結果

く概要>

中央斎場の将来の火葬件数の需要予測を調査するために、平成20年度に、㈱地域計画建築研究所(アルパック)に委託料189万円で調査委託した。

主な調査結果の概要は次の通りで、これらの数値は中央斎場の今後の検討の基礎資料となっている。

(1) 結果概要

- ア 需要予測期間…平成22年~62年
- イ 火葬件数ピーク年…平成43年~47年(最大件数138件/日)
- ウ 火葬炉数…現在の5回転の最大稼動回転数のままでは、ピーク年には3~4基 の増設が必要になるが、最大稼動回転数を6回転に増やせば、現行の24基 のままでも対応できる。
- エ 収骨室数…既に現在,火葬が終了しても収骨室が空いてないという状況が発生している。ピーク年に対応するためには $3\sim4$ 室の増設が必要であるが,火葬炉の稼動回数を上げることに伴い,開業時間を1時間延長した場合には2室の増設で対応できる。
- オ 待合室数…待合室を利用するのは火葬待ちの遺族及び関係者であり、火葬炉の 数が変わらない限りは待合室の利用需要が増加することはない。
- カ トイレ数…男子用小便器,女子便器ともに,今後増設が必要。

(2) 火葬件数の推移予測(単位:件)

表中の「火葬能力」は120件/日

	年間平均火葬件数	一日最大火葬件数	火葬能力を超える日数
			(日)
平成28~32	18,600	1 1 4	0
平成33~37	20, 450	1 2 5	1
平成38~42	21, 750	1 3 3	3
平成43~47	22, 520	1 3 8	4
平成48~52	22, 390	1 3 7	4
平成53~57	21, 570	1 3 2	2
平成58~62	20,730	1 2 7	1

<京都市中央斎場 需要予測の検討フローと検討結果>

①京都市中央斎場の現況把握

●利用動向

- · 年間火葬件数 H19 年度 14,916 件
- ・日最大件数 H19 年度 86 件/日 過去最大 97 件/日
- ・利用圏域(番号は順位) ①京都市 ②長岡京市 ③向日市 ④八幡市 ⑤宇治市 ⑥城陽市 ⑦大山崎町 ⑧大津市 ⑨京田辺市 ⑩久御山町

②周辺火葬場施設の現況と将来動向把握

●宇治市斎場

- ・火葬炉6基(火葬能力12件/日) ・現在2基増設工事中
- 利用圏域が京都市中央斎場と重複
 - ①宇治市 ②城陽市 ③京田辺市 ④八幡市 ⑤久御山町 ⑥京都市

●大津聖苑

- ・火葬炉7基(火葬能力10件/日)・利用圏域が京都市中央斎場と重複

①大津市 ②京都市

- ●その他の周辺斎場
- ・ 亀岡市営火葬場 (火葬炉 3 基) ・ 船井郡衛生管理組合火葬場 (火葬炉 4 基)
- ・南丹市上平屋火葬場(火葬炉1基) ・枚方市やすらぎの杜(火葬炉9基)

③京都市中央斎場利用圏域の将来死亡者数の推計

●利用関域(10 市町)の将来人口推計(千人)

	7 70 \ 1 \ 0	113 -7 / 4	<u> </u>	— 11EP	<u> </u>
年	2 2	3 2	4 2	5 2	6 2
推計人口	2,347	2,274	2,128	1,948	1,772

●利用圏域(10 市町)の年間死亡者数推計

年	死亡者数
18-22	20,300
23-27	23,600
28-32	26,800
33-37	29,500
38-42	31,600

/ */		
年	死亡者数	
43-47	32,900	
48-52	32,900	
53-57	32,000	
58-62	31,000	
(畄位	· Y)	

⑤京都市中央斎場の日最大火葬件数の推計

●日最大火葬件数の推計

9 口取入入弁什数の作詞			
年	日最大火葬件数(件)		
	1)	2	
18-22	89 (0)	89 (0)	
23 - 27	102 (0)	102 (0)	
28 - 32	113 (0)	114 (0)	
33-37	123 (1)	125 (1)	
38 - 42	130 (1)	133 (3)	
43-47	134 (3)	138 (4)	
48 - 52	132 (2)	137 (4)	
53 - 57	128 (1)	132 (2)	
58 - 62	123 (1)	127 (1)	

※()内は、火葬炉能力 120 件/日を超過する日数 **※**2009, 2026, 2032, 2046, 2047, 2051 各 年の1月3日には、さらに集中する可能性あり

4 京都市中央斎場の火葬件数の推計

- ・周辺火葬場の火葬能力(字治市斎場、大 津聖苑)を勘案し、以下の2パターンにつ いて推計
- ①周辺火葬場の火葬能力を考慮せず. 現 状の配分のまま推移した場合 ②周辺火葬場の火葬能力の限界を考慮 し. 周辺からの流入を考慮した場合

●火葬件数の推計

年	年平均火葬件数(件)	
	1	2
18-22	14,460	14,460
23 - 27	16,570	16,600
28 - 32	18,500	18,600
33-37	20,120	20,450
38 - 42	21,270	21,750
43-47	21,820	22,520
48 - 52	21,610	22,390
53 - 57	20,840	21,570
58 - 62	20,080	20,730

- (3) 政令指定都市の火葬場の状況 (別紙)
- (4) 近隣都市の火葬場の状況 (別紙)